

公 示

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により検定申請のあった下記遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条に規定する規格に適合していると認める検定を行ったので同規則第9条第1項の規定により公示する。

令和8年10月5日

茨城県公安委員会委員長 関 正樹

記

[illegible]